「令和7年度若年者地域連携事業」 に係る仕様書

第1 総則

1 事業名

令和7年度若年者地域連携事業

2 本事業の目的

若年者を取り巻く雇用環境については、完全失業率が改善傾向にあるものの、全年齢計に比べて高い水準で推移するとともに、フリーター数については令和5年で134万人となっており、また、大学卒業後3年以内の離職率が3割程度であるなど、引き続き厳しい状況が続いていることから、若年者の個々のニーズに応じたきめ細かい就職支援が必要である。

若年者の就職支援については、平成 15 年 6 月「若者自立・挑戦プラン」に基づき、関係府省の政策の連携強化及び総合的な推進を図るとともに、地域による若年者対策への主体的な取組を推進するため、都道府県が地域による若年者のためのワンストップサービスセンター(通称ジョブカフェ。以下「センター」という。)を設置しているところである。

厚生労働省としては、都道府県の強み・特色を生かし、地域の実情に応じた若年者雇用対策を推 進するため、若年者地域連携事業をセンター等において実施することとする。

3 事業の実施期間等

(1)事業の実施期間

令和7年4月1日 (予定) から令和8年3月31日まで

(2) その他

契約締結日(履行期間又は契約期間の初日)までに政府予算(暫定予算を含む。)が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性があるので、別途協議する。

4 委託費に関する考え方

- (1)委託費の交付対象となる経費は、委託事業を実施する上で必要となる経費であり、委託費を当該委託事業外に使用することは認められない。
- (2) 受託者が、委託費として計上することができる経費は、本事業の実施に必要な経費に限られて おり、本事業の目的・性質になじまない経費を委託費に計上することはできない。具体的には 仕様書別紙1を参照すること。
- (3) 受託者は、委託業務終了後、委託費精算報告書のほか、当該委託費精算報告書の裏付けとなる 証憑書類等も併せて提出すること。
- (4) 都道府県労働局(以下「労働局」という。)は、精算時に受託者の支出を精査し、不適切と認めた場合、その経費については支出を認めない。
- (5) 委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と契約額(下記7の減額を適用した場合は、減額適用後の契約額)のいずれか低い額とする。

- (6) 経費が契約額を超える額については、受託者の負担とする。
- (7) 受託者は委託費の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。また、委託費は、 専用の口座を単独で設け、他の事業とは別に管理すること。

5 公正な取扱い

- (1)受託者は、本事業実施に当たり、利用者に適切な支援を提供し、正当な理由なく支援の提供を拒んではならない。
- (2) 受託者は、本事業における利用者の取扱いについて、当該事業以外の場で自ら行う事業の利用の有無により区別してはならない。

6 事業目標の設定

本事業においては、イベント実施回数及び支援対象者数、就職者数の目標を設定し、実績評価を 含めた目標管理を行うものとする。応札者は仕様書別紙2に示す目標値を参考に、提案する個々の 事業について目標値を設定するとともに、当該目標を達成するための手段について具体的に提示す ること。なお、当該目標の達成状況について、受託後の実施期間中において、四半期ごとに報告を 行い、評価を受けるものとする。

7 契約額の減額

本事業における就職者数実績が一定の基準を下回った場合、以下の通り契約額の減額を行うこととする。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

- (1)上記6で設定した目標値(事業全体)に対する達成率が50%を下回った場合は、契約額の1%に相当する金額(小数点以下切り捨て、以下同じ。)を契約書別紙「委託費交付内訳」の「委託対象経費区分」の「1 事業費」より減額する。
- (2)上記6で設定した目標値(事業全体)に対する達成率が25%を下回った場合は、契約額の2% に相当する金額を契約書別紙「委託費交付内訳」の「委託対象経費区分」の「1 事業費」より 減額する。

第2 若年者地域連携事業の詳細

1 事業の概要

地域関係者との連携の下、若年失業者やフリーター等の若年者を広く対象に、若年労働者の早期 離職を防止するとともに、安定した雇用に結び付け、職場定着を図ることを目的とし、地域の実情 を踏まえ、以下の4に掲げる事業を行う。事業内容については、労働局及び都道府県等から構成さ れる協議会において選定された事業(職業紹介事業に該当する事業を除く。)を実施するため、労 働局は適切と認められる民間事業者に対し、若年者地域連携事業を委託するものである。

2 支援対象者

基本的に学生・生徒を含むおおむね35歳未満の若年者とするが、4における若年者向けの各種事業が他の年齢層の者の就職を実現する上でも効果的であると見込まれる場合や、センターの支援対象年齢、都道府県施策との整合性等地域の実情も踏まえ、他の年齢層の者を支援対象者に含めることが適当と考えられる場合には、協議会で協議の上、これらの者を支援対象者に含めても差し支えないこととしている。

3 実施箇所

センター又はその近傍の場所において実施することを基本とする。

4 事業の内容等

事業の内容については、次に掲げるそれぞれの事業のうち、事業者が提案すべき事業内容を仕様書別紙2に示すので、地域関係者との連携の下、相補的な事業内容となるよう検討すること。また、本事業における従来の実施状況に関する情報について仕様書別紙3に示すので参考とすること。

なお、ハローワーク単独で実施が可能なもの、都道府県の事業と重複するものは実施不可である。

(1) 事業内容

- I 次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援
- Ⅱ 地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービス
- Ⅲ UIJターン就職に係る支援
- IV 地域の人材流出防止・地元定着に係る支援
- V 都道府県が創意工夫し自ら企画・立案した、都道府県の強み・特色を生かした事業 上記事業を実施するに当たり、利用者ニーズを踏まえた適切な実施時期に設定するととも に、適宜オンラインを活用した支援を実施するなど柔軟な対応を行うこと。また、事業を周 知するためパンフレット、リーフレット等の作成及び配布、ホームページの活用等により効 果的に広報を実施するとともに、パンフレット等の作成の際は事前に労働局に相談を行うこと。

なお、本事業に係るホームページを作成・公開する際には、厚生労働省サブドメイン (mhlw.go.jp) を使用すること。

(2) 事業実施期間中における事業評価について

上記第1の6で定める事業目標については、以下のとおり実績状況の確認を行うこととする。 なお、オンラインを活用した支援を行う場合であっても、支援対象者のその後の就職状況について確認を行うこととし、把握のための体制を整備すること。

① 事業目標の達成に向けて努めるものとし、周知広報等必要な措置を講じるものとする。

- ② 事業目標と実績について、四半期ごとに報告を行うものとし、その際、目標達成率が年間目標の80%を下回る見込みの場合、受託者は、速やかに改善策を検討し、労働局担当者の承認を得た後、改善を実施するものとする。
- ③ 改善に必要な周知広報等、必要な措置にかかる費用については、受託者の負担により行うものとする。

(3) コーディネーター等の配置

(1)の事業の実施に係る責任者として、次の①から⑤までに掲げる職務を行うコーディネーターを配置する。

- ① 事業の企画及び実施に関する事務
- ② 事業の実施状況の実地確認
- ③ 事業の実施結果の取りまとめ
- ④ 関係行政機関、関係団体等との連絡調整
- ⑤ その他事業の実施に必要な事務

また、事業の実施に当たり、コーディネーターとともに必要な事務を行う事務員を配置する ことができる。なお、事務員の配置は任意とするが、これらの人員配置が事業の実施に当たっ て効果的・効率的なものとなるようにすること。

(4) センターや地域関係者との連携・協力体制の整備

事業を円滑に実施するため、センターや地域の企業、学校、行政機関等との連携・協力ができる体制が整備されていること。

5 成果物の確認及び引継ぎ

受託者は、本事業で作成した周知・広報に係る著作物を1冊のファイルにまとめ、成果物として提出すること。また、実施した事業及び実績について振り返りを行い、支援対象者や就職者の確保・目標達成に向けた課題や改善点、効果的な取組等についてまとめ、報告を行うこと。なお、就職者については年度を跨いで把握する必要がある場合も考えられることから、次期受託者が捕捉できるよう手法等を適切に引き継ぐこと。成果物については、委託者の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料を、成果物と併せて提出させる場合がある。検査の結果、成果物に不足がある等の支障が生じた場合、受託者は直ちに当該納入成果物を引き取り、必要な補正を行った後、指定した日時までに、補正が反映された成果物をすべて提出すること。

第3 情報セキュリティ要件

(1) セキュリティ管理

情報セキュリティに関しては、基本的に「厚生労働省情報セキュリティポリシー」に沿って必要な措置を講じること。なお、想定される脅威は、情報の持ち出し、不正アクセス、ウイルス・不正プログラム感染等インターネットを経由する攻撃、なりすましなどが考えられる。情報管理体制については、「(2) 求められる体制」のほか、「第4(1)機密保持」及び「第4(2)法令等の遵守」を踏まえ、その体制を整備すること。また、労働局担当者が求めた場合、「情報管理体制図」、

「情報管理に関する社内規則」、「情報取扱者名簿」等体制が確保されていることを示す書類を提出すること。なお、労働局は、セキュリティ対策の履行状況を確認するために、随時、実地調査できるものとし、監査の実施を必要と判断した場合は、受託者は監査を受け入れること。

- (2) 求められる体制
- ① 労働局から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
- ② 本業務の実施に当たり、受託者又はその従業員、本調達の役務の内容の一部を再委託する先、若しくはその他の者による意図せざる不正な変更がハードウェアやソフトウェア等に加えられないための管理体制が整備されていること。
- ③ 本業務の実施場所、本業務従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・ 実績等の情報提供を行うこと。
- ④ 情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。
- ⑤ 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、労働局担当者へ報告すること。
- ⑥ 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合、速やかに改善策を提出し、労働局担当者の 承認を受けた上で実施すること。
- ⑦ 労働局担当者が求めた場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受入れること。
- ⑧ 本調達の役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報 セキュリティが十分に確保されるように措置を講じること。
- ⑨ 労働局担当者から要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行うこと。
- ⑩ 労働局担当者から受領した要保護情報が不要になった場合は、これを確実に返却、又は抹消し、書面にて報告すること。
- ① 本業務において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに労働局担当者に報告すること。
- ② 労働局担当者の意図しない変更が行われる等の不正が見つかった時(不正が行われていると疑わしい時も含む)に、追跡調査や立入検査等、労働局担当者と受託者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。
- ③ 情報取扱者は、本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。
- ④ 受託者が本業務で知り得た情報について、労働局担当者が承認した場合を除き、受託者の役員等を含め、情報取扱者以外の者に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

第4 特記事項

(1)機密保持

① 受託者は、受託業務の実施の過程で労働局担当者が提供した情報・資料(公知の情報を除く。 以下同じ。)、他の受託者が提示及び作成した情報・資料を、本業務の目的以外に使用又は第 三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。な お、労働局担当者が提供した情報、資料を第三者に開示する必要がある場合は、事前に協議の 上、承認を得ること。

- ② 受託者は、本業務を実施するに当たり、労働局担当者が提供した情報・資料については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
 - 複製はしないこと。
 - ・ 受託者組織内に移送する際は、暗号化や施錠等適切な方法により、情報セキュリティを 確保すること。また、労働局担当者との調整等に必要な場合及び返却時以外は原則とし て、受託者組織外に持ち出さないこと。
 - ・ 個人情報等の重要な情報が記載された情報・資料に関しては、原則として社外に持ち出さないこと。
 - ・ 電磁的に情報・資料を保管する場合には、当該業務に係る体制以外の者がアクセスできないようアクセス制限を行うこと。
 - ・ 情報・資料を保管する端末やサーバ装置等は、受託者の情報セキュリティポリシー等により、サイバー攻撃に備え、ウイルス対策ソフト、脆弱性対策等の対策が講じられ、適切に管理・運用される必要があるため、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準や厚生労働省情報セキュリティポリシーに準拠し、管理等することとし、準拠した対応ができない場合は、代替のリスク軽減策を講じ、労働局担当者の承認を得ること。
 - 用務に必要がなくなり次第、速やかに労働局担当者に返却すること。
 - ③ 機密保持及び情報・資料の取扱いについて、適切な措置が講じられていることを確認するため、労働局担当者が遵守状況の報告や実地調査を求めた場合には応じること。

(2) 法令等の遵守

- ① 「厚生労働省情報セキュリティポリシー」の最新版を遵守すること。なお、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」は非公表であるが、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に準拠しているので、必要に応じ参照すること。開示については、契約締結後、受託者が労働局担当者に守秘義務の誓約書を提出した際に開示する。
- ② 受託者は、受託業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。
- (3) 事業担当部局における進捗管理及び問題発生時の対応のあり方

①定例会議

- ・事業の進捗状況等を報告するため、労働局担当者との会議を定期的に行うこと。当該会議の開催について、仕様書別紙4「実施計画」に記載すること。
- ・当該会議の開催の都度、原則、3営業日以内に議事録を作成し、関係者に内容の確認を行った 上で、労働局担当者の承認を得ること。

②問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び事業計画に大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について、速やかに報告すること。

(事業担当部局) 愛媛労働局職業安定部職業安定課 電話番号 089 (943) 5221 (契約担当部局) 愛媛労働局総務部総務課 電話番号 089 (935) 5200

委託費の内容

委託事業の遂行に必要と認められる経費は、具体的には以下のとおり。

1 事業費

- I 次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援 中小企業職場見学会等の参加依頼状の印刷費、発送費、会場借料、資料作成費、広報啓発の ためのポスター原画料、印刷費、パンフレット印刷費及びその他の経費
- Ⅲ 地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービスセミナー等開催のための経費、講師謝金、会場借料、資料作成費、カウンセラー謝金、カウンセリング用パソコンのリース及び維持管理に要した経費、広報啓発のためのポスター原画料、印刷費、パンフレット印刷費及びその他の経費
- Ⅲ UIJターン就職に係る支援

セミナー等開催のための経費、講師謝金、会場借料、資料作成費、広報啓発のためのポスター原画料、印刷費、パンフレット印刷費及びその他の経費

IV 地域の人材流出防止・地元定着に係る支援

セミナー等開催のための経費、講師謝金、会場借料、資料作成費、広報啓発のためのポスター原画料、印刷費、パンフレット印刷費及びその他の経費

V 都道府県が創意工夫し自ら企画・立案した、都道府県の強み・特色を生かした事業 上記に掲げる事業以外の事業の実施に要する謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品 費、会場借料及びその他の経費

2 人件費

① 賃金

管理業務を行うコーディネーター等に係る賃金。

なお、講師等への謝金や、請負料金、派遣料金については、人件費ではなく、事業費として計上すること。

② 諸税及び負担金

社会保険料及び労働保険料事業主負担分(法定額)

<留意点>

- ・委託業務に従事する者に当該委託業務以外の業務を兼務させる場合、それぞれの業務に 従事する時間を明確に区分すること。
- ・委託業務に従事する者や当該委託業務以外の業務を兼務する者に対して、時給制(日給制含む)で人件費を支払う場合は、年次休暇分を計上することは認められない。なお、 昼休み時間については、労働時間ではないことから、人件費に計上することは当然認められない。

- ・委託業務に従事する者については、当該委託業務に従事したことを出勤簿、業務日誌、 人件費の支給明細等により明らかにすること。
- ・委託費により人件費を支払う時間は、当該委託事業以外の業務に従事させることはできないこと。
- 3 管理費 (上記1に掲げるものは除く。)
 - ① 旅費

都道府県、労働局等関係者との連絡調整に係る交通費、関係会議への出席旅費

② 庁費

備品費(基本的には賃貸借とし、賃貸借で調達できない特段の事情がある場合には、委託者と協議すること。)、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、光熱費、借料(事務所賃借料を含む)、回線使用料、福利厚生費等

③ 一般管理費

一般管理費の算出に当たって、一般管理費率を用いて算出する場合は、10%もしくは、 以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とすること。

なお、一般管理費率を用いる場合は、一般管理費率に関する調書を提出すること。

【計算式】一般管理費率=(「販売費及び一般管理費」-「販売費」)÷「売上原価」×100

4 再委託費

本事業の再委託については、以下のとおりとする。

① 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者(受託者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することは禁止する。

なお、再委託とは、本来受託者自ら行うべき業務の一部を効率性、合理性等の観点から例外的 に外部発注するものであり、契約目的を達成するため遂行する一連の業務に付帯して印刷、通訳、 翻訳等を外部の専門業者に発注することは再委託には当たらないが、付帯的業務として、再委託 に該当しない範囲を広く解釈しないこと。

- ② 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
- ③ 契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とする。
- ④ 業務の遂行において委託業務の一部を再委託する場合には、責任範囲や役割分担の明確化、情報管理等の観点から、あらかじめ労働局に申請し、承認を受けることとする。原則、事後の申請は承認できず再委託に要する経費は認められない。再委託先又は再委託を行う業務の範囲を変更する場合も同様とする。
- ⑤ 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

提案すべき事業内容について

○令和7年度

項目		必要性 (○=	実施内容・実施主旨	イベント	支援対	就職者数
		必要、		実施回数	象者数	(目標)
		×=不 要、空		(目標)	(目標)	
		欄=任 意)				
I	次世代を担 う若年者の	0	有効求人倍率(季節調整値)は、例年並みに推移して	2回以上	参加者	就職者
	不足が見込		おり、令和6年10月には1.36倍(3か月連続で上昇)		数 140	数 20
	まれる企業 における人		となっている。高卒求人についても、主にサービス業、		人以上	人以上
	材確保支援		建設業、運輸業・郵便業などが前年同期に比べ1~2割			
			程度増加しており、高校生の就職内定率は、10月末現在			
			で 81.8%と前年同月比で 2.7 ポイント上回り、比較的順			
			調に推移している。			
			一方、中小企業を中心に、特に、建設や医療・福祉等			
			の分野においては人手不足の状況が続いていることか			
			ら、採用意欲の高い地元企業(主に中小企業)の企業説			
			明会等を実施し、若年求職者に対して地元企業の魅力の			
			再発見を促し、就職先の選択肢を広げるとともに就職意			
			欲の醸成を図る。			
		0	現在の雇用情勢等については上記のとおりである。	10 回以上	参加者	就職者
			一方、中小企業を中心に、特に、建設や医療・福祉等		数 100	数 10 人
			の分野においては人手不足の状況が続いていることか		人以上	以上
			ら、若年者が実際の企業を見学し、企業が仕事の魅力や			
			職場の様子などを PR することにより、若年求職者に対し			
			て地元企業(主に中小企業)の魅力の再発見を促し、就			
			職先の選択肢を広げるとともに、就職意欲の醸成を図			
			ప 。			

	項目	必要性 (○=	実施内容・実施主旨	イベント	支援対	就職者数
		必要、		実施回数	象者数	(目標)
		×=不 要、空		(目標)	(目標)	
		欄=任 意)				
П	地域の特性	地域の特性 ○ 愛媛県内ハローワークにおける34歳以下のフリーター		20 回以上	対象者	就職者
	を踏まえた 若年者に対		等の有効求職者数(常用(パートを除く))は1,284人		数 360	数 25 人
	する雇用支 援サービス		(令和6年10月)と四国内の他県に比べても高い傾向		人以上	以上
	1友リーレス		(徳島県 1,044 人、香川県 1,593 人、高知県 1,060 人)			
			にあることから、フリーター等の更なる正社員雇用を促			
			進するため、これらの者を対象とした就職活動の進め方			
			等についてのセミナー等の開催や、キャリアカウンセリ			
			ングを実施することにより、正社員就職を支援する必要			
			がある。			
			また、受講者に対しては、職場見学や企業説明会、面			
			接会等への参加を促すなど、積極的な働きかけを行う。			
Ш	UIJ ターン 就職に係る	0	令和5年度学校基本調査のデータによると、愛媛県に	1回以上	参加者	就職者
	支援		おける県内の大学へ進学する高校生(令和5年4月入学		数 70 人	数 10 人
			者) の割合は 53.5% (2,112人) となっており、全国平		以上	以上
			均の 44.7%を上回っている。			
			また、県外の大学への進学を希望する生徒について			
			は、卒業後に愛媛県内での就職を希望する割合が非常に			
			低く、全国的に知名度の高い大企業への就職を希望する			
			者が多く、県内企業を知らない傾向も見受けられる。			
			愛媛県の人口は年々減少しているため、大学等卒業後			
			の地元企業への就職を促進し愛媛県における人材を確保			
			する観点から、地元中小企業を中心とした就職面接会、			
			会社説明会、セミナー等を開催する。			
			【開催日等】令和7年7月~8月中旬頃を予定			

14 H		必要性	実施内容・実施主旨	イベント	支援対	就職者数
		(○= 必要、		実施回数	象者数	(目標)
		×=不 要、空		(目標)	(目標)	
		欄=任				
IV	IV 地域の人材 C		愛媛県における令和3年3月卒業者の就職後3年以内	7回以上	入社前	入社後
	流出防止・ 地元定着に 係る支援		の離職率は、高校では39.2%で全国平均の38.4%を上回		の新卒	労働者
			り、前年度より 1.4 ポイント増加している。また、大学		採用内	の定着
		では 33.6%で全国平均の 34.9%を下回っているが、前		定者等	者数	
			度より 1.6 ポイント増加している。また、中小企業にお		310 人	35 人以
			いては定期的な新卒採用が難しく、同世代の社員や若手		以上	上
			社員の手本となる先輩社員が少ないことなどを背景に、			
			従業員が少ない企業ほど離職率が高い傾向にあることか		入社後	
			ら、地元企業に就職した若年者の早期離職を防止するこ		労働者	
			とが重要な課題となっている。		50 人以	
			このため、新規学卒の就職内定者(大学3年生等就活		上	
			中の者を含む)に対して、卒業後職業生活に円滑に移行			
			できるよう、就職前に入職に向けた心構えや不安の解消			
			などに関するセミナーを実施する。また、入社後間もな			
			い若年者が抱える職場に関する悩み等の解決を支援する			
			ためのキャリアカウンセリングの実施、解決方法につい			
			て意見交換を行うための交流会の開催などに就業継続に			
			向けた支援を実施し、職場定着率を高める。			
		0	文部科学省の調査によると、愛媛県内の令和6年3月	5 回以上	140 人	_
			卒業の高校生の就職者のうち県外に就職した者の割合は		以上	
			19.9% (360人) となっており、全国平均 (18.6%) よ			
			りやや高く、一度県外に出ると愛媛に戻る選択をするケ			
			ースは少ない傾向が見受けられる。このことから、高校			
			生の県内企業への就職、地元定着を図るため、主に高校			
			1、2年生を対象として、社会人との交流、地域の課題			
			や地域で働くことを考えるワークショップなど、仕事理			
			解、社会を理解するプログラム等を実施する。併せて、			
			高校生の将来の選択に大きな影響を持つ教育関係者及び			
			保護者に対し、従業員規模にこだわらない就職、地元企			
			業への就職の理解促進を図るため、県内企業の情報提供			
			や関連したセミナー等を開催するといった取組が有効で			
			あると考えられる。			

項目		必要性 (○=	実施内容・実施主旨	イベント	支援対	就職者数
		必要、		実施回数	象者数	(目標)
		×=不 要、空		(目標)	(目標)	
		欄=任 意)				
V	都道府県が	0	愛媛県内の雇用失業情勢は、有効求人倍率(季節調整	2回以上	50 社以	_
	創意工夫し 自ら企画・		値)が前月比で3か月連続で上昇するなど、求人が求職		上	
	立案した、		を上回って推移しており、特に中小企業を中心に人手不			
	都道府県の 強み・特色		足感が強まってきている状況である。			
	を生かした 事業		愛媛県は、製造品出荷額等においては、四国全体の約			
	ず未		48%のシェアを有する工業県としての特徴を持ってお			
			り、令和5年度新規高等学校卒業者の就職状況をみて			
			も、製造業への就職が4割余りを占めている。			
			また、令和6年3月卒の高校生を対象とした県内企業			
			からの求人のうち、300人未満の企業からの求人が全体			
			の 86.0%を占めているものの、中小企業においては、採			
			用・人材定着のノウハウの不足のため十分な人材を確保			
			することができない、又は職場定着に至らない状況も生			
			じていると思われる。			
			これらのことから、自社の魅力を効果的に発信するノ			
			ウハウを高め、労務管理上の課題等を解決することによ			
			り人材確保を図っていくことを目的として、中小企業を			
			中心に製造業や人材不足分野の企業採用担当者等を対象			
			としたセミナー・グループワーク等を開催し、採用力の			
			向上、職場定着の支援を図る。			

その他、事業の実施にあたって求められる事項

- (1) 若年者地域連携事業の趣旨を踏まえ、ハローワークや愛媛県が行うジョブカフェ事業等関係機関との連携を踏まえた、地域の実情に沿った取組を行う企画内容であること。
- (2) 事業の実施に当たっては、愛媛労働局等と事前に協議・調整を行うこと。また、愛媛労働局等から事業運営上必要な要請があった場合は、誠実に対応すること。
- (3) 必要に応じ市町、地域経済団体、学校等と連携を図ること。
- (4) 設定されている就職者数の目標を達成するよう努めると共に、利用者へのアンケート等を通じ 取組内容の検証を行いながら、より一層のサービス向上に努めること。
- (5) 情報セキュリティに関しては、基本的に「厚生労働省情報セキュリティポリシー」に沿って必要な措置を講じること。

1 従来の実施に要した経費 (単位:千円) 令和6年度 令和4年度 令和5年度 常勤職員 人件費 非常勤職員 物件費 委託費定額部分 23,947 23, 549 委託費等 成果報酬等 旅費その他 計(a) 23,947 23, 549 減価償却費 考 b 退職給付費用 値〜 間接部門費 (a) + (b)23,947 23, 549

(注記事項)

委託費の内訳は以下のとおり。

契約額	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6年度
項目 1. 事業費	6,064千円	5,805千円	5,360千円
・合同就職面接会の開催(UIJターン)	1,903千円	1,694千円	1,514千円
・若年者に対する企業説明会の開催	2,369千円	2,490千円	2,490千円
・若年者に対する中小企業職場見学会の実施	370千円	370千円	370千円
・若年求職者等を対象としたカウンセリング、 セミナー	448千円	372千円	372千円
・若年層に対する職場定着支援(内定者向け)	193千円	150千円	100千円
・若年層に対する職場定着支援(新入社員等向け)	269千円	243千円	168千円
・若年者に対する地元定着に係る取組 (高校1.2年生向 け)	239千円	200千円	60千円
・企業採用担当者向けセミナー等	141千円	82千円	82千円
・旅費	12千円	24千円	24千円
・消耗品費	120千円	180千円	180千円
2. 管理費等	15,706千円	15,604千円	15,906千円
・人件費	8,756千円	8,686千円	8,688千円
・福利厚生費	1,401千円	1,390千円	1,390千円
・庁費	3,570千円	3,582千円	3,895千円
・一般管理費	1,979千円	1,946千円	1,933千円
3. 消費税	2,177千円	2,140千円	2,127千円
計	23,947千円	23,549千円	23,393千円

(人件費の計上について)

R04年度 (コーディネーター給与)時間額1,300円×160h(1人)、1,200円×160h(2人)、1,250円×80h(1人)、1,000円×16h(1人) (事務員)時間額1,200円×140h(1人)、(事務員)時間額1,000円×16h(1人)

(プロジェクトマネージャー) 時間額1,500円×24h(1人) R05年度 (コーディネーター給与) 時間額1,300円×168h(1人)、1,200円×168h(1人)、1,100円×168h(1人)、1,000円×40h(1人) (事務員)時間額1,000円×16h(1人)、(プロジェクトマネージャー)時間額1,500円×18h(1人)

R06年度 (ユーディネー・給与)時間額1,400円×160h(1人)、1,300円×160h(1人)、1,100円×160h(1人)、1,000円×40h(1人) (事務員)時間額1,000円×16h(1人)、(プロジェクトマネージャー)時間額1,500円×16h(1人) ※別途、通勤手当、社会保険料等事業主負担金、健康診断経費

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
常勤職員			
コーディネーター	4	4	4
事務員	1	1	1
マネージャー	1	1	1
非常勤職員			

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- ・事業運営に関して関係者 (労働局、愛媛県、経済団体、学校、企業等) との調整能力、事務能力を 有していること。
- ・セミナー、イベント等の企画・運営に従事した経験があり、実務能力を有すること。
- ・雇用失業情勢に係る知識、若年者の就職支援に係る知識・経験を有すること。
- ・若年者の就職に係るカウンセリングの知識・経験を有すること。

			4年度	13 1 14 1	5年度	令和6年度
		目標	実績	目標	実績	目標(計画)
I	次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業に	おける人材	確保支援			•
D 若	年者に対する合同企業説明会の実施					
	実施回数	2	2	2	2	2
	参加者数	160	79	140	88	140
	就職者数	20	8	20	9	20
2)若	年者に対する中小企業職場見学会の実施					•
	実施回数	10	10	10	10	10
	参加者数	100	83	100	89	100
	就職者数	10	17	10	24	10
П	地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援	サービス				•
フ	リーター等を対象としたセミナー等の実施					
Î	相談者数(延人数)	550	349	500	379	450
	就職者数	55	44	50	53	30
П	UIJターン就職に係る支援			-		•
合	一同就職面接会の実施					
	実施回数	1	1	1	1	1
	参加者数	150	53	130	60	100
	就職者数	25	14	25	9	15
V	地域の人材流出防止・地元定着に係る支援					•
D 新	規学卒者・若年労働者及び中小企業に対する職	機定着に関	する支援			
Î	・入社前の新卒採用内定者向け					
	キャリアカウンセリング・セミナー参加者数	350	123	330	116	330
	・入社後労働者(新入社員等)向け			**************************************	•	·····
	キャリアカウンセリング・セミナー参加者数	50	49	50	73	50
	定着者数	35	49	35	58	35
2) 高	校生の地元定着に係る取組の実施		1			•
	参加者数	200	105	200	0	150
7	都道府県が創意工夫し企画・立案した、都道府	F県の強み・	特色を活か	した事業		•
	地元中小企業の魅力発信力強化の取組					
ĺ	参加者数	_	_	-	_	_
	地元中小企業の採用力強化等の取組	1	·	+		
Î	参加企業数	50	55	50	55	50

実施計画

委託事業の目的							
7	委託事業実施期	間					
令和 年 月	日 ~ 令和		月日				
	委託事業の概要	Ħ.					
内 容	支援対象者	目標	目標達成に向け				
		(①イベント実	た具体的な手段				
		施回数/②支援	等				
		対象者数/③就					
		職者数)					
【事業名】●●●(直接実施	• 再委託)						
【事業概要】							

- ※ 「事業名」には、事業名のほか、() 内に当該事業が直接実施するものであれば(直接実施)、再 委託により実施するものであれば(再委託)と記載すること。
- ※ 「事業概要」には、具体的な実施内容、実施に係る組織体制、実施時期等について記載。
- ※ 「目標達成に向けた具体的な手段等」には目標達成に向けた手段や方法、対策等について具体的に記載すること。